「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
ながさき海洋・環境産業拠点特区	3242	海洋・環境産業に従事する人材の育成・確保（外国人技能実習生の受入期間の拡大）	県内の企業には、多くの専門的・技術的な外国人技能実習生（高度な溶接技術）が実習に従事しているが、造船関連産業が集積した本特区参加企業において、現行制度下では時間の制約で熟練を要する専門技術の習得を断念せざるを得ない状況にある。 このため、外国人技能実習制度の期間拡大の特例措置を講じ、より多くの熟練した専門技術の習得を可能とする特例措置を行う。 ○拡大期間：5年間（現行3年間） ○根　　拠：現行法在留期間の最大年限（出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項） ○対象企業：県内大手造船所、及び関連企業 ・H25秋協議の際、指摘のあった法令違反は申請企業においては発生しておらず、厳格な管理体制下において適切に運営している。 ・平成22年7月の制度改正の趣旨を更に十分理解し、対象企業等による講習会開催など適切な管理体制をとることにより、更に、制度の適正な運営を行っていく。 ・また、H25秋協議においては「法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会で検討している状況にあるため、本特区への回答は困難である」との見解を示されたため、一旦協議を中断したが、その後の制度見直しの状況を踏まえ、改めて協議を依頼するもの。	海洋・環境産業に従事する人材の育成による、新興国の産業発展への国際貢献、及び今後の県内企業の海外展開も見据えた競争力の強化を図る。	1回目	法務省	入国管理局企画室	出入国管理及び難民認定法第2条の2、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令	A－2	「『日本再興戦略』改訂2014」で指摘されているとおり，可能な限り早期に所要の法案を提出できるよう検討しているところ	「『日本再興戦略』改訂2014」で指摘されているとおり，可能な限り早期に所要の法案を提出できるよう検討しているところ	「技能実習」の在留資格は一号と二号に区別され，入国1年目は「技能実習一号」により技能等の研修を行い，2年目・3年目は「技能実習二号」の在留資格により当該修得した技能等の習熟する活用を行うこととなり，「技能実習一号」から「技能実習二号」に移行しようとして在留資格変更許可を受ける場合には，法務省令で定める基準を満たさなければならない旨規定するもの。	○技能実習制度一般については，管理監督体制の抜本的強化を前提に，一定の条件を満たす場合においての実習期間の延長についても，平成27年度中の施行に向けて所要の制度的措置を講じることとしている。 ○実務者打合せの中では，特区のみ早期に対応することに言及されたが，実習期間の延長については全国的に制度の適正化とともに行われることが必要であり，そのことについては対応困難である。	b	実習期間の延長を含め技能実習制度一般について、平成27年度中の施行に向けて検討がなされており、以下の事項について検討いただくことを条件に了解する。 ・27年度中でも、できる限り早期に実施ができるよう検討を進めていただくこと ・3年間の実習期間終了後、期間を空けることなく、引き続き2年間延長可能になる選択ができるよう検討いただくこと ・既に技能実習一号、二号にて実習を実施している実習生においても27年度からの実習期間延長の対象にできるよう検討いただくこと	自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。ただし、自治体は制度の具体化及び平成27年度中の早期実施を求めていることから、法務省は可能な限り早期に必要な措置を講ずること。	ⅰ
					2回目												
					1回目	厚生労働省	職業能力開発局外国人研修推進室	出入国管理及び難民認定法第2条の2、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令，技能実習制度推進事業運営方針（平成26年4月1日一部改正　厚生労働大臣告示）	A－2	－	－	「技能実習」の在留資格は一号と二号に区別され，入国1年目は「技能実習一号」により技能等の研修を行い，2年目・3年目は「技能実習二号」の在留資格により当該修得した技能等の習熟する活用を行うこととなり，「技能実習一号」から「技能実習二号」に移行しようとして在留資格変更許可を受ける場合には，法務省令で定める基準を満たさなければならない旨規定するもの。	○技能実習制度一般については，管理監督体制の抜本的強化を前提に，一定の条件を満たす場合においての実習期間の延長についても，平成27年度中の施行に向けて所要の制度的措置を講じることとしている。 ○実務者打合せの中では，特区のみ早期に対応することに言及されたが，実習期間の延長については全国的に制度の適正化とともに行われることが必要であり，そのことについては対応困難である。	b	実習期間の延長を含め技能実習制度一般について、平成27年度中の施行に向けて検討がなされており、以下の事項について検討いただくことを条件に了解する。 ・27年度中でも、できる限り早期に実施ができるよう検討を進めていただくこと ・3年間の実習期間終了後、期間を空けることなく、引き続き2年間延長可能になる選択ができるよう検討いただくこと ・既に技能実習一号、二号にて実習を実施している実習生においても27年度からの実習期間延長の対象にできるよう検討いただくこと	自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。ただし、自治体は制度の具体化及び平成27年度中の早期実施を求めていることから、厚生労働省は可能な限り早期に必要な措置を講ずること。	ⅰ
					2回目												